原発立地自治体の財政構造と電源三法交付金の問題点

藤原 遥

福島大学経済経営学類准教授

2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所 事故(以下、福島原発事故)発生時点で、日本では54 基の原発が稼働していた。民主党政権下では、原発 の規制が強化され、原発の運転停止や廃止が進ん だ。2024年1月現在までに、24基の原発の廃止 措置が決定された。同時点で再稼働した原発は12 基であり、福島原発事故前と比べると大きく後退し た。

自公政権は、原発の再稼働、運転延長、新増設の推進を柱とする原発回帰を加速させてきた。安倍政権は、2014年4月に「第四次エネルギー基本計画」を発表し、原発の再稼働を進めることを掲げた。岸田政権は、2023年2月には「GX 実現に向けた基本方針」を閣議決定し、2023年6月には、原子炉等規制法など原発に関わる5つの法律を一括で改正した。基本方針には、原発の再稼働を進めること、そして、廃炉が決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化することが盛り込まれた。法改正では、原発の運転期間に関する規定が、原子炉等規制法から削除され、電気事業法

ふじわら はるか

ー橋大学大学院経済学研究科博士後期課程。経済学修士。 専門分野は、環境経済学。2019 年 4 月より福島大学 経済 経営学類准教授。

著書に『ふくしま復興 農と暮らしの復権』(分担執筆) など。

に移された。福島原発事故を教訓にして定められた運転期間を「原則40年、最長60年」とする条文が原子炉等規制法から削除された。電気事業法には、再稼働の審査などで停止した期間分の追加延長を認め、60年を超えて原発を運転することを可能とする条文が加えられた。

政府の原発回帰の方針にともない、原発立地自 治体に対して特別な財政措置が創設されてきた。 運転停止や廃止が決まった原発を保有する自治体 に対しては、急激な財政収入減少を緩和する措置 がなされてきた。その一方で、再稼働や運転延長し た原発が立地する自治体には新たな財政収入が得 られる優遇措置がとられてきた。

本稿では、これらを背景に、原発立地自治体に対する国の財政措置の問題点を明らかにする。原発が集中立地している福井県を対象に、福島原発事故前後における原発立地自治体の財政収入の特徴を示し、そこから電源三法交付金の問題点について明らかする。最後に、どのようにしたら立地自治体において原発に依存しない財政構造に転換することができるのかを考えたい。

原発立地自治体における 財政収入の特徴

福井県には、若狭湾に位置する敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町の4市町に商業用原発13基と研究開発段階炉2基が立地している。福島原発

(単位:百万円)

		敦賀市		美浜町		高浜町		おおい町		
原発関連収入	市町村税	2010	4,108	51%	1,734	38%	2,253	49%	3,314	54%
		2021	2,737	56%	2,971	62%	3,159	45%	3,024	48%
	電源三法交付金	2010	3,628	45%	2,561	56%	1,863	41%	2,282	37%
		2021	1,571	32%	1,241	26%	3,029	44%	2,153	34%
	核燃料税交付金	2010	390	5%	256	6%	443	10%	533	9%
		2021	618	13%	574	12%	759	11%	1,180	19%
原発関連収入合計		2010	8,126	100%	4,551	100%	4,559	100%	6,129	100%
		2021	4,926	100%	4,786	100%	6,947	100%	6,357	100%
歳入総額と歳入総額に占 める原発関連収入の割合		2010	31,536	26%	9,700	47%	8,167	56%	12,220	50%
		2021	47,312	10%	12,455	38%	13,932	50%	12,109	52%

注1: 敦賀市の市町村税には、原発関連施設を保有する日本原子力発電株式会社および国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の他、北陸電力株式会社の火力発電所関連施設の償却資産分も含まれている。

出所:4市町から提供された財政資料および福井県「福井県電源三法交付金制度等の手引き」(令和4年版)より筆者作成。

事故発生時点では商業用原発13基すべて稼働していた。

敦賀市には、商業用原発2基と研究開発段階炉 2基がある。商業用原発の敦賀1号機は2015年 に廃止が決まり、敦賀2号機は再稼働の審査段階 にある。研究開発段階炉のふげんは2003年に、も んじゅは2016年に廃止が決まった。美浜町には、 商業用原発が3基ある。美浜1・2号機は2015年 に廃止が決まり、美浜3号機は2021年に再稼働 した。高浜町には、商業用原発が4基あり、そのす べてが段階的に再稼働した。2016年に高浜3号 機、2017年に高浜4号機、2023年に高浜1・2 号機が再稼働した。おおい町には、商業用原発が4 基あり、2018年に大飯1・2号機の廃止が決まり、 2018年に大飯3・4号機が再稼働した。再稼働さ れた原発の数は、高浜町が4基と最も多く、その次 におおい町が2基、そして、美浜町が1基、敦賀市 が0基となる。

まず、4市町における財政の特徴をみていきたい。表1は、2010年度と2022年度における福井県の原発立地4市町の原発関連収入を示している。ここから、福島原発事故前後における歳入の変化を確認する。原発関連収入は、主に、市町村税、国や県を通じて交付される電源三法交付金、県から交付される核燃料税交付金である。

原発関連収入の大きな比重を占めているのが、 市町村税と電源三法交付金である。両者を足し合 わせると80%以上になる。市町村税には、原発に 関連する装置や建物などの償却資産分の固定資 産税と、原発を保有する電力会社の法人住民税が 含まれている。

原発関連収入合計をみると、稼働している原発を多く保有する自治体ほど多くの収入を得ていることがわかる。高浜町とおおい町では、歳入総額に占める原発関連収入は2010年時点および2021年時点においても50%以上を占めている。

福島原発事故前後における 4市町の原発関連収入の変化

福島原発事故前後における原発関連収入を比較すると、敦賀市を除いて、3町では増加している。特に、再稼働した原発を多く保有する高浜町では、2021年度の原発関連収入は2010年の1.5倍となっている。主要な原発関連収入である固定資産税と電源三法交付金について詳しくみていきたい。

(1) 固定資産税

原子力発電所には、発電所の装置や建物の他に、変電所などの償却資産がある。原発が運転して

いる間に、自治体には償却資産分の固定資産税が 入る。税収額は、減価償却によって年々減少するも のの、装置や建物の増設や更新によって増加する ことがある。

2021年度において、3町の固定資産税が増加 した要因は2つある。最も大きな要因は、原発を再 稼働する際に、原子力規制委員会によって定めら れた新規制基準を満たすために必要な施設が設 置されたことである。新規制基準では、安全を強化 するための重大事故等対処施設や、故意による大 型航空機の衝突やその他のテロ対策のための特 定重大事故等対処施設などの設置を義務付けて いる。

もう一つは、廃炉会計制度の改正である。原発 の廃止により電力会社が巨額の損失を被り、経営 悪化に陥る可能性を考慮し、廃炉会計制度が改正 された。廃炉会計制度の改正により、発電資産お よび核燃料資産を一定期間で償却することとなっ た。これにより、原発から固定資産税収入を得てい た原発立地自治体も、固定資産税の急激な減額を 回避できるようになった。

(2) 電源三法交付金

電源三法とは、1974年に制定された3つの法 律の総称である。そのうちの発電用施設周辺地域 整備法等に基づき、原発立地自治体やその周辺 の自治体に交付されるものを電源三法交付金とい う。電源三法交付金の原資は、電力消費者である 私たちが負担している電源開発促進税である。

電源三法交付金は大きく、電源立地地域対策 交付金と、電源立地等推進対策交付金に分けられ る。電源立地地域対策交付金はベーシックな交付 金である。原発の運転開始前や着工から運転終了 までなど、比較的交付期間が長い交付金が含まれ る。原発の運転終了まで継続的に交付されるため、 立地自治体はこの交付金を公共施設の維持管理 費に充てることが多い。他方で、電源立地等推進 対策交付金は、単発的で、交付期間が短い交付金 が多い。単発的な交付金であるため、立地自治体 はこれらの交付金を道路整備や公共施設の建設 費に充当している。

福島原発事故後、原発の運転停止および廃止、 再稼働に対応して、電源三法交付金の制度は数々 の変更がされてきた。従来は、運転停止もしくは廃 止された原発は、電源三法交付金の交付対象では なかった。福島原発事故後は、原発立地自治体に おける急激な財政収入の減少を緩和するために、 特別な措置が講じられてきた。

福島原発事故前までは、電源立地地域対策交 付金の交付期間は原発の運転時に限られていたも のの、事故後には、多くの原発が運転停止したこと を考慮して電源立地地域対策交付金の交付規則 が変更された。停止中の原発については稼働率を 一律に68%とみなして立地自治体に交付している。 廃止が決まった原発が立地する対しては、電源 立地等推進対策交付金に新たに設けられた原子 力発電施設等立地地域基盤整備支援事業によっ て財政措置されることになった。これにより、電源 立地地域対策交付金の一部である原子力発電施 設等立地地域長期発展対策交付金枠分の8割が 交付される。ただし、交付金額は、廃止が決まった 会計年度から、10年間にかけて段階的に減額さ れる。

2010年度と2021年度の電源三法交付金を比 べると、廃止が決まった原発を多く抱える自治体ほ ど交付金額は低い。敦賀市および美浜町では半減 している。それでも、制度変更により交付金額の減 少は、段階的なものとなっている。他方で、再稼働し た原発を多く抱える自治体ほど交付金額が多い。 高浜町は2010年度に比べて1.6倍に増加してい る。高浜町では、2010年度と2021年度を比べて、 稼働している原発の数は変わらない。おおい町で は、2021年度において2基の原発の廃止が決まっ たものの、交付金額は横ばいである。その背景には、 原発の再稼働に対する特別な財政措置がある。

電源三法交付金の問題点

電源三法交付金の性格は地域や住民への「迷 惑料」であると言われている。それだけではなく、電

(単位:%)

	敦賀市	美浜町	高浜町	おおい町
維持補修費・人件費	80.1	77.4	56.8	59.8
扶助費	0.0	12.5	5.8	1.2
投資的経費	3.5	8.6	25.0	38.3
その他	16.4	1.5	12.5	0.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

出所:4市町の各年度の電源立地地域対策交付金事業評価報告書より筆者作成。

源三法交付金は、立地自治体を原発の新規立地 や増設に誘導するためにも用いられてきた。政府の 政策によって、その種類や使途、交付金額は、多様 化し、拡大し続けてきた。福島原発事故後には、原 発の再稼働や運転延長を進めるための政策誘導 が行われてきた。以下では、電源三法交付金制度 の変遷とともに、その問題点を示す。

第一に、電源立地等推進対策交付金が、原発の 再稼働や40年超の運転延長を誘導するために使 われてきたことである。電源立地等推進対策交付 金のうち、特に原子力発電施設等立地地域特別交 付金および、原子力発電施設等立地地域基盤整 備支援事業交付金に問題がある。

原子力発電施設等立地地域特別交付金については、交付対象が「経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するためこの項に規定する措置の対象とすることが特に必要と認めるもの」とされ、政治的な判断で交付する自治体を決めることができるようになっている。交付金額は最大25億円である。福島原発事故前は、原発を新増設する自治体に対して交付されてきた。事故後は、原発の再稼働を進める自治体を中心に交付されている。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業 交付金は、2015年10月に創設された。交付対象 は、「原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変 化した」県である。交付限度額は、原発を再稼働し た時期によって異なる。2019年度までに原発を再 稼働して交付が決定した場合には、最大25億円で あるが、2022年度以降に原発を再稼働した場合 には最大5億円となる。早期に再稼働した自治体を 優遇する措置である。さらに、2021年6月の交付 規則の改正により、40年超の原発を再稼働する 場合には、最大25億円が交付されることになった。 老朽化原発の再稼働を誘導する措置である。

これらのように財政収入を取引にして、自治体を 政策的に誘導することは、自治体の自治を歪めるこ とにつながる。また、再稼働にともなう特別な財政 措置は、自治体には過分な財政収入をもたらすこと になる。電源立地等推進対策交付金は、単発的な 交付金であるため、立地自治体では、道路整備や 公共施設の建設費に充当する傾向がある。公共施 設が増えれば増えるほど、その維持費を確保するた めに原発関連収入を求めることになる。原発立地 自治体はこうした負のサイクルに陥り、原発関連収 入への依存がより一層高まることになる。

第二に、電源立地地域対策交付金の一般財源 化である。これは原発立地自治体の原発関連収入 への依存を高めるもう一つの要因となっている。電 源立地地域対策交付金は、複数の変遷を経て、一 般財源に近いほど使途の自由度の高い交付金と なっている。

電源三法交付金の創設当初は、その使途が施設整備に限定されていた。2003年に複数の交付金が統合して電源立地地域対策交付金が創設されると、大きく使途が拡張された。各交付金の対象事業メニューを統一化するとともに、福祉サービスや施設の維持運営費などのソフト事業も対象に加わった。

2010年には、経済産業省による通達により、さ

らに電源立地地域対策交付金の使途が拡大され た。国庫補助金の地方負担分に電源立地地域対 策交付金を充当することができるようになった。国 庫補助金の国負担が法令上定められておらず、か つ各省庁の了解を得られているものという条件を 満たせば、充当することができる。また、特定の目的 に対する補助が対象に加わった。例えば、家計費 負担に対して一部補助をすることが可能となった。

2011年には、東日本大震災および福島原発事 故により、災害救助法が適用された自治体に対し て、復旧・復興事業で必要となる経費を交付対象と して認めることとなった。その中には、従来認められ なかった庁舎の復旧や、行政職員の人件費も交付 対象とされた。

表2は、4市町における電源立地地域対策交付 金の使途の内訳を示したものである。2019年度か ら2021年度までの3ヵ年平均で示している。4市 町に共通して、維持補修費・人件費に最も多く充当 していることがわかる。4市町では、電源三法交付 金を原資に、多くの公共施設が建設されてきた。そ うした施設の維持補修費・人件費に電源立地地域 対策交付金が充てられている。注目すべきは、扶助 費にあたる子どもの医療費補助などにも電源立地 地域対策交付金が使われていることである。電源立 地地域対策交付金の一般財源化は、自治体の同交 付金に対する依存を高める要因となっている。

原発立地自治体の脱原発に向けて

原発はいずれ廃止される。現時点で原発はほぼ 半減し、廃炉の時代を迎えている。岸田政権の原 発回帰の方針とは裏腹に、いくら再稼働や運転延 長をしたとしても、その流れは変わらない。新増設 や革新炉開発を掲げたとしても、そう短期間に大き く進むことは、まずありない。どれだけ制度を変えよ うとも、現在のような原発依存状態にある立地自治 体の財政構造を長く続けていくことは難しい。

第一に、原発による固定資産税収がなくとも標 準的な住民サービスの財源は確保される。原発が 廃止されると関連する装置や建物などの資産価値 が失われるため固定資産税収は激減する。固定資 産税が減ったとしても地方交付税の普通交付税に よって減収分の最大75%が補填される。これによ り基準財政需要は満たされるため、住民サービス に著しい影響が及ぶことはないと考える。

第二に、財政を膨張した状態から段階的に標準 規模に戻していくことが求められる。電源三法交付 金が交付されなくとも、類似団体と同等の財源は 確保される。電源三法交付金は、原発立地自治体 に過分な収入をもたらし、いったん手をつけると抜 け出せない負の連鎖に陥らせてきた。そのために、 原発立地自治体では、潤沢な原発関連収入を用い て整備された公共施設の維持管理費が大きな負 担となっている。原発廃止後には、新たな公共事業 を控え、既存の施設を縮小・廃止することを検討し ていく必要がある。

原発廃止後の立地自治体に対する支援のあり 方については、筆者が所属する原子力市民委員会 で検討をしてきた1。原子力市民委員会は、電源三 法交付金とその原資である電源開発促進税を廃 止する代わりに、エネルギー転換交付金とその財源 として脱原子力・エネルギー転換税を創設すること を提案している。脱原子力・エネルギー転換税は、 原発立地自治体の公共施設の維持管理費やその 処分費、および経済的社会的に自立するための事 業に充てるべきであると考える。■

《注》

原子力市民委員会(2017)『原発ゼロ社会への道 2017 ―脱原子力政策の実現のために』原子力市 民委員会。

